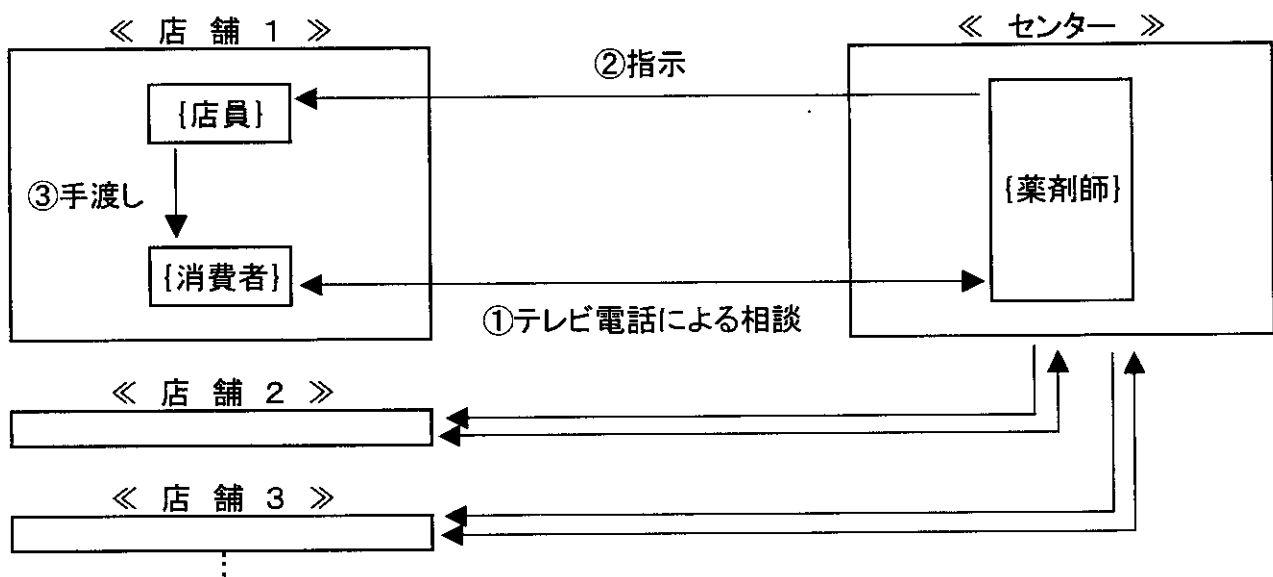


深夜・早朝における医薬品の一般販売業者が行う 医薬品の無料提供事例について

○ 標記についての具体的手法は、以下のとおり。

- ・ 東京都内の一店舗にセンターを設け、薬剤師を集中配置。
- ・ 東京都内12店舗において、薬剤師を配置できない時間帯に、上記センターにいる薬剤師がテレビ電話により緊急に医薬品を必要とする者と会話し、薬剤師の指示により店舗にいる従業員が医薬品を無料提供する。



コンビニエンスストアの24時間（深夜販売）
営業および年中無休営業に関する実態調査
～24時間・年中無休営業を消費者・加盟店とも評価～

社団法人フランチャイズチェーン協会では、株式会社三菱総合研究所に委託して、2002年8月に、一般消費者を対象に「コンビニエンスストアの利用状況に関する調査」を実施した。

■調査概要

「コンビニエンスストアの利用状況に関する調査」

- 1) 調査対象 : 一般消費者
- 2) 調査方法 : インターネットによるアンケート調査
- 3) 調査時期 : 2002年8月
- 4) 有効回答数 : 1000

*なお、同時期に、実際にコンビニエンスストアを深夜時間帯に利用している消費者を対象にした店頭でのアンケート調査（有効回答数 204）、およびコンビニエンスストア加盟店オーナーを対象にした24時間・年中無休営業に関する意識調査（有効回答数 373）を実施した。

!調査結果要約

今回の調査の結果、以下のことが明らかになった。

- ① コンビニエンスストアの24時間・年中無休営業は、すでに消費者の日常生活に定着している。
- ② 利便性、防犯といった点で、コンビニエンスストアの24時間・年中無休営業を肯定的に評価する消費者が多く、深夜に取り扱う商品やサービスを拡大してほしいというニーズも強い。
- ③ 加盟店オーナーにおいても、24時間・年中無休営業が、顧客ニーズにこたえている、売り上げ向上に貢献しているといった意見が多く、肯定的にとらえる人が多い。

《9割の一般消費者が深夜にコンビニエンスストアを利用》

- ・ 深夜(午後11時～午前5時)にコンビニエンスストアを利用したことがないと回答した人は、大都市居住者では7.4%、その他地域居住者では11.4%にとどまっており、何らかのかたちで利用したことがあるとする人が9割に達している。
- ・ 深夜にコンビニエンスストアをある程度の頻度で利用している人は、大都市居住者では5割強、その他地域居住者では4割強に達している。

《一般消費者のコンビニエンスストアの24時間（深夜）営業に対する意識》

- ・ 95%の人がコンビニエンスストアの24時間（深夜）営業は便利だと思うと回答しており、また、深夜営業が防犯に役立っていて安心であると思う人も7割超を占める。

《深夜のコンビニエンスストアで扱って欲しい商品やサービス》

- ・ 深夜のコンビニエンスストアで扱って欲しい商品やサービスとしては、「薬・薬品」をあげた人が7割、次いで「郵便物の取扱い」、「行政サービス」が5割程度と上位にあげられている。
- ・ 全体的な傾向として、深夜のコンビニエンスストアでの取扱商品・サービスの拡大を望む比率は大都市居住者の方が、その他地域居住者よりも高い。

《参考：コンビニエンスストア加盟店オーナーの24時間・年中無休営業に対する考え方》

- ・ 24時間・年中無休営業についてのコンビニエンスストア加盟店オーナーの考え方をみると、「近隣のお客様のニーズにこたえており喜ばれている」、あるいは「当店の売り上げ向上に貢献している」と思う人が全体の7割程度を占め、さらに、「雇用機会の拡大に貢献している」、「近隣の防犯に役立っている」と思う人も5割超を占める。

！本件に関するお問合せ先

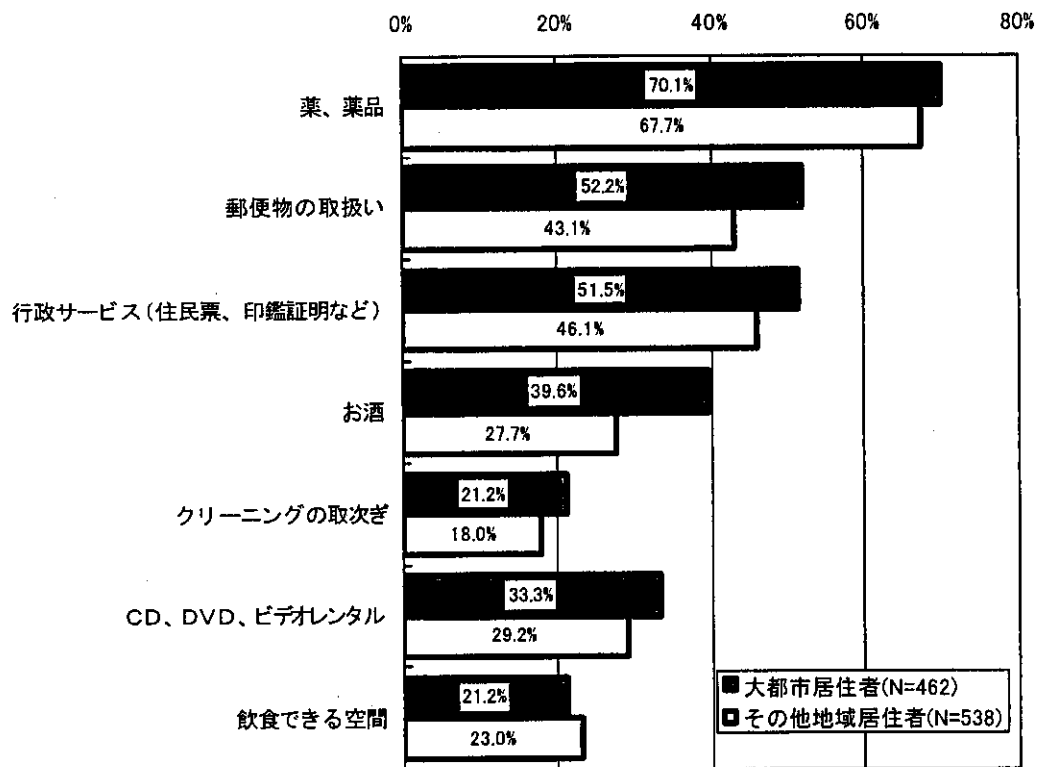
社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
TEL：03-5777-8701
FAX：03-5777-8711
担当：土屋・相宮

(3) 深夜のコンビニエンスストアで扱って欲しい商品やサービス

深夜のコンビニエンスストアで扱って欲しい商品やサービスとしては、「薬・薬品」をあげた人が7割と最も多い。次いで、「郵便物の取扱い」、「行政サービス」が5割程度となっている。

また、全体的な傾向として、深夜のコンビニエンスストアでの取扱い商品・サービスの拡大を望む比率は大都市居住者の方が、その他地域居住者よりも高くなっている。

図表 深夜のコンビニエンスストアで扱って欲しい商品やサービス（複数回答）



関係法令

○ 薬事法

(許可の基準)

第六条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

一 (略)

一之二 その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が厚生労働省令で定める員数に達しないとき。

二 (略)

(薬局の管理)

第八条 第五条第一項の許可を受けた者(以下「薬局開設者」という。)が薬剤師であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。

2 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならない。

3 薬局の管理者(第一項の規定により薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。次条第一項において同じ。)は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつてはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(管理者の義務)

第九条 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。

2 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局の業務につき、薬局開設者に対し必要な意見を述べなければならない。

(一般販売業の許可)

第二十六条 一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(専ら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業(以下「卸売一般販売業」という。))以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)が与える。

2 前項の許可については、第六条の規定を準用する。ただし、同条第一号

の二の規定は、卸売一般販売業の許可については、準用しない。

3・4 (略)

(準用)

第二十七条 一般販売業の業務の管理については、第八条から第九条の二までの規定を準用する。この場合において、第八条第三項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と読み替えるものとする。

(販売方法等の制限)

第三十七条 薬局開設者又は一般販売業の許可を受けた者(以下「一般販売業者」という。)、薬種商若しくは特例販売業者は、店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業者は、配置以外の方法により、医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で医薬品を貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 (略)

(改善命令等)

第七十二条の二 都道府県知事は、薬局開設者又は一般販売業者に対して、その薬局又は店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師が第六条第一号の二(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく厚生労働省令で定める員数に達しなくなつた場合においては、当該員数に達するように当該薬剤師の増員を命ずることができる。

第七十二条の三 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者に対して、その製造管理若しくは品質管理の方法が第十三条第二項第二号(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合せず、又はその製造管理若しくは品質管理の方法によつて医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具が第五十六条(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)若しくは第六十五条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具若しくは第六十八条の六に規定する生物由来製品に該当するようになるおそれがある場合においては、その製造管理若しくは品質管理の方法の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(管理者等の変更命令)

第七十三条 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具

の製造業又は輸入販売業の管理者又は責任技術者について、都道府県知事は、薬局又は医薬品の一般販売業の管理者について、その者にこの法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があつたとき、又はその者が管理者若しくは責任技術者として不適当であると認めるときは、その製造業者、輸入販売業者、薬局開設者又は販売業者に対して、その変更を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十五条 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者について、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項の医療用具の販売業者若しくは賃貸業者について、この法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があつたとき、又はこれらの者（これらの者が法人であるときは、その業務を行う役員を含むものとし、法人たる薬種商又は配置販売業者については、さらに第二十八条第二項の規定に基づく政令で定める者を含むものとする。）が第六条第二号（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項第三号（第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十八条第三項第二号若しくは第三十条第二項第一号の規定に該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2～3 (略)

(情報の提供等)

第七十七条の三 医薬品若しくは医療用具の製造業者若しくは輸入販売業者、卸売一般販売業の許可を受けた者、医療用具の販売業者若しくは賃貸業者（薬局開設者、医療用具の製造業者、販売業者若しくは賃貸業者若しくは病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対し、業として、医療用具を販売し若しくは授与するもの又は薬局開設者若しくは病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対し、業として、医療用具を賃貸するものに限る。次項において「医療用具の卸売販売業者等」という。）、外国製造承認取得者又は国内管理人は、医薬品又は医療用具の有効性及び安全性に関する事項その他医薬品又は医療用具の適正な使用のために必要な情報（第六十三条の二第二号の規定による指定がされた医療用具の保守点検に関する情報を含む。次項において同じ。）を収集し、及び検討するとともに、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の販売業者、医療用具の販売業者若しくは賃貸業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対し、これを提供するよう努めなければならない。

2 薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の販売業者、医療用具の販売業者若しくは賃貸業者又は医師、歯科医師、

薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品若しくは医療用具の製造業者若しくは輸入販売業者、卸売一般販売業の許可を受けた者、医療用具の卸売販売業者等、外国製造承認取得者又は国内管理人が行う医薬品又は医療用具の適正な使用のために必要な情報の収集に協力するよう努めなければならない。

- 3 薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者は、医薬品及び医療用具の適正な使用を確保するため、相互の密接な連携の下に第一項の規定により提供される情報の活用（第六十三条の二第二号の規定による指定がされた医療用具の保守点検の適切な実施を含む。）その他必要な情報の収集、検討及び利用を行うことに努めなければならない。
- 4 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を一般に購入し、又は使用する者に対し、医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（副作用等の報告）

第七十七条の四の二（略）

- 2 薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品又は医療用具について、当該品目の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十七条第一項の規定に違反した者
- 二～六（略）

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第八条第一項又は第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二～十四（略）

- 2 この法律に基づいて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は故なく、権限を有する職員以外の者に漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十七条又は第八十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令(昭和三十九年厚生省令第三号) (抄)

(一般販売業の薬剤師の員数)

第二条 法第二十六条第二項及び第四項において準用する法第六条第一項第一号の二の規定に基づく厚生労働省令で定める一般販売業の店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師の員数は、一とする。